

答申第 765 号

情公第 3000 号

令和 4 年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 3 月 17 日付けで諮問された、がけ崩れに関する起案文書等一部非公開の件（諮問第 853 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県知事は、後記 2 (2) の本件非公開情報をすべて公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 6 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、公開請求に係る行政文書の内容を「特定日時ごろ、特定市特定地区の特定市道脇にある崖が崩落した事故について、国、特定市、崖の所有者とやりとりした内容がわかるもの。決裁文書等を含む。」（以下、当該事故を「本件事故」という。）とする、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和 2 年 2 月 19 日付けで、「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告について（伺い）」及び施行文書（以下「本件行政文書」という。）を特定の上で、そのうち、土地・建物所有者の名称、土地・建物の存する地番及び抵触のおそれがある法令（以下「本件非公開情報」と総称する。）の部分について、法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第 5 条第 2 号により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 2 年 2 月 20 日付けで、本件処分について、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件非公開情報の条例第 5 条第 2 号該当性について

条例第 5 条第 2 号に規定する「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。しかし、実施機関が後記 4 (1) で説明する「おそれ」は、単なる確率的な可能性であって、特定のマンション管理組合（以下「本件組

合」という。)の受ける不利益が具体的に示されていない。

(2) 理由付記の不備について

条例第10条第3項は、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき…は、その理由を併せて通知しなければならない。」と定めているところ、本件処分のお知らせにおいて、公開することができない理由は、根拠規定しか示されておらず、当該規定を適用する根拠が当該通知書の記載自体から理解され得るものとは言えないから、本件処分は理由付記に不備がある。

理由付記は、非公開について実施機関の恣意的判断を防止するとともに、非公開理由を公開請求者に知らせることにより不服申立て等に便宜を与えることを意図したものであるから、公開請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。仮に本件処分を取り消した後、再度、適正手続を経た上で同様の処分がなされると見込まれる場合であっても、取消しは免れない。

よって、本件処分は理由付記の要件を欠き、違法である。

なお、実施機関は、後記4(1)のように、弁明書において本件処分の理由を説明しているが、当該内容は本件処分の通知書には記載されていないから、本件処分は違法であることに変わりはない。

4 実施機関（担当：横須賀土木事務所）の説明要旨

(1) 本件非公開情報を非公開とした理由について

ア 土地・建物所有者の名称及び土地・建物の存する地番

標記の情報は、本件組合に関する情報であり、これを公開すると、本件事故による本件組合に対する風評被害を招くおそれがあるから、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号に該当する。

イ 抵触のおそれがある法令

標記の情報を公開すると、本件組合が法令に抵触しているという疑いを実施機関からかけられていることが第三者に明らかになり、本件組合の不利益となるから、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

るため、条例第5条第2号に該当する。

(2) 理由付記について

前記4(1)の理由を本件処分の通知書に記載していなかったとしても、公開された部分の内容と併せて考えれば、公開すると本件組合に不利益があることは了知可能であり、理由付記に不備はない。

5 審査会の判断

(1) 審査の方針について

審査請求人は、前記3(2)のとおり、主として本件処分における理由付記の不備について主張するところ、処分の理由付記に不備があるとすれば、それだけで処分自体の取消しを免れないから（最高裁判所昭和36年（オ）第84号、同38年5月31日第二小法廷判決参照）、当審査会としては、先に理由付記の十分性について審査し、それが不十分であると判断した場合には、非公開情報の非公開事由該当性について判断せず、処分の取消しが妥当である旨の答申を行うことも考えられる。

しかし、このような答申をした場合、実施機関においては、当該答申に倣った裁決を行った後、処分理由を補充した上で同一の部分为非公開とする新たな処分を行うことが予想される。そして、当該新処分に対して審査請求があれば、当審査会は改めて諮問を受け、非公開情報の非公開事由該当性について判断することになる。その結果、非公開情報が非公開事由に該当しないとの判断に至った場合には、処分を取り消して公開すべき旨の答申を行うことになるが、当初の審査の際に非公開事由該当性について審査していれば、同旨の結論の答申が可能であったはずであるから、徒に審査請求人に手間と時間的負担をかけるだけの結果となり、紛争の簡易迅速な解決という行政不服審査法の趣旨を害する。

また、審査請求書記載の審査請求の趣旨には「本件処分の取消しを求める」旨記載されていることから、本件審査請求においては、本件処分全体の違法性又は不当性一般が審査の対象となっていると見ることが相当である。

さらに、弁明書における非公開事由該当性に係る説明に対し、審査請求人は反論書において反駁しているから、この点について当審査会が判断しても、当事者

にとって不意打ちにもならない。

これらの事情に鑑み、当審査会は、まず本件非公開情報の非公開事由該当性について検討し、これが条例に照らし肯定される場合に、理由付記の十分性について判断を行うこととする。

(2) 本件非公開情報の非公開事由該当性について

当審査会において確認したところ、本件行政文書のうち非公開とされている情報は、本件組合の名称のうち本件事故の発生した敷地（以下「本件土地」という。）に建設されていた建物（以下「本件建物」という。）の名称に係る部分並びに本件土地の地番、本件建物の所在の一部及び本件組合の所在地の一部並びに抵触のおそれがある法令に関連する記載の部分の情報であることが認められる。

これらの非公開情報について、実施機関は、いずれも条例第5条第2号に該当する非公開情報である旨説明していることから、その非公開事由該当性を以下検討する。

ア 本件組合の名称のうち本件建物の名称に係る部分

標記の情報について、実施機関は、前記4(1)アのとおり、本件事故に起因し、本件組合に風評被害が生じるおそれがあるため、条例第5条第2号の非公開情報に該当する旨説明する。

確かに、建築物の付近で土砂崩れが起きたことが公開された場合に、当該建築物の安全性について疑念を生じたり、また、本件事故により亡くなられた方がいることに鑑みれば、批判や中傷を受けたりする等、本件組合が不利益を被る可能性は一概に否定できない。

しかし、本件事故については、本件請求の前日に、特定市が本件事故について記者発表を行っているところ、同市のホームページに掲載されている当該記者発表資料（以下「本件記者発表資料」という。）に、本件事故が発生した場所として、本件建物の名称及びその所在地が記載されていることが認められる。

とすれば、標記の情報は、本件記者発表資料により、本件請求の時点で既に広く公になっていたものと認められるから、これを改めて公開したとしても、本件組合の正当な利益を害するおそれが新たに生じるとは考え難い。

以上のことから、標記の情報は、条例第5条第2号の非公開情報に該当する

とは認められない。

イ 本件土地の地番、本件建物の所在の一部及び本件組合の所在地の一部

標記の情報について、実施機関は、前記アと同様に、条例第5条第2号の非公開情報に該当する旨説明する。

しかし、前記アのとおり、本件建物の名称及びその所在地は、本件記者発表資料により本件請求の時点において一般に公になっていたものである。本件記者発表資料で公開されている本件建物の所在地は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示であり、非公開となっている本件土地の地番及び本件建物の所在の一部と全く同一の情報ではないが、建物の名称及び所在地が明らかならばこれらを調べることは容易であって、これらを改めて公開することにより、本件組合の正当な利益を害するおそれが新たに生じうるとは考え難い。

また、本件組合の所在地についても、本件建物の名称が公になっている以上、本件組合の名称もおのずから明らかとなっていることから、その所在地を公開することにより、本件組合の正当な利益を害するおそれが新たに生じうるとも考え難い。

以上のことから、標記の情報は、いずれも条例第5条第2号の非公開情報に該当するとは認められない。

ウ 抵触のおそれがある法令に関連する記載の部分

標記の情報について、実施機関は、前記4(1)イのとおり、本件組合が法令に抵触しているという疑いを実施機関からかけられていることが第三者に明らかになり、本件組合の不利益となるから、条例第5条第2号の非公開情報に該当する旨説明する。

確かに、特定の団体が官公庁から法令違反の嫌疑をかけられたとの事実、これが公開されることで、当該団体の社会的評価の低下をもたらす可能性は否定できない。

しかし、当審査会において本件行政文書を見分したところ、建築基準法上、実施機関の所管区域である特定市の建築物の法面でがけ崩れが生じた場合に、実施機関が非公開情報に記載されている法令への抵触のおそれを疑い、当該建

建築物の所有者等に対し、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づき報告を求めることは、関係法令の規定に照らせばむしろ当然のことと考えられる。

そして、本件事故にあつては、本件記者発表資料により本件建物の法面においてがけ崩れが生じたことは公になっている以上、改めて標記の情報を明らかにすることで、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益をさらに害するおそれがあるとは考え難い。

以上のことから、標記の情報は、条例第 5 条第 2 号の非公開情報に該当するとは認められない。

(3) 結論

よって、理由付記の十分性について判断するまでもなく、本件非公開情報はすべて公開すべきであると判断した。

6 付言

前記検討のとおり、本件非公開情報はすべて公開すべきであるから、その理由付記の内容如何に関わらず、本件処分は妥当ではない。

しかしながら、審査請求人の主張するとおり、本件処分の理由付記は不十分であると考えられるので、実施機関に対し、次のとおり付言する。

すなわち、本件処分の通知書の「公開とすることができない部分及び理由」欄には、「条例第 5 条第 2 号該当」との記載があり、併せて同号の条文文言の引用がされていることが認められる。

条例第 10 条第 3 項が理由付記を求める趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開とした理由を請求者に知らせることにより請求者の不服申立てに便宜を与えることにあると考えられる（最高裁判所平成 4 年（行ツ）第 48 号、同年 12 月 10 日第一小法廷判決参照）。

これを本件について見ると、本件処分の通知書の記載だけでは、条例第 5 条第 2 号に規定する「法人等」がどの団体であるのか、その「正当な利益」が何か、何故非公開情報を公開すると当該利益を害するおそれがあるのかを一義的に認識することはできず、行政文書の種類、性質等から審査請求人がこれらを当然に了知し得るとも考えられないから、理由付記の程度として不十分なものと言わざるを得ない。

今後、実施機関が、請求の全部又は一部の公開を拒む諾否決定を行うに当たっては、いかなる理由により処分に至ったのかが通知書の記載から明らかとなるよう、具体的な理由付記を行うよう求めるものである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年3月24日 (收受)	○ 諮問
4月 7日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された資料を收受
4月23日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された資料を收受
令和4年1月17日 (第215回部会)	○ 審議
2月25日 (第216回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和4年4月6日現在）（五十音順）